

# 名古屋港管理組合公報

平成20年11月11日  
(火曜日)  
号外第 227 号

目次  
例  
特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の公布する条例……………1

## 例

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十年十一月十一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

### 名古屋港管理組合条例第七号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「議会の議員を除く。」を削り、同条第四号中「属する者」の下に「議会の議員を除く。」を加える。

第二条第一項中「前条第二号に掲げる特別職員」を「副管理者」に、「除く。以下」を「除く。」（以下）に改める。

第三条第一項中「第一条第四号」を「監査委員（名古屋港管理組合議会の議員のうちから選任された者（以下「議会の議員のうちから選任された者」という。）に限る。次項において同じ。）及び第一条第四号」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「規定する」を「掲げる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、監査委員に報酬を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のときの支給額は、その月の現日数を基礎として、日割計算により算出した額とし、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れたときは、その月分までの報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して報酬を支給しない。

第五条第一項中「第二条第一項に規定する者を除く。第三項において同じ」を「専任副管理者を除く」に改め、同条第二項ただし書中「第三条第二項の」を「第三条第三項に規定する」に改め、同条第三項中「別表第三に掲げる特別職員」を「前項の規定にかかわらず、管理者、副管理者（専任副管理者を除く。）及び監査委員」に改め、「前項の規定にかかわらず」を削り、「一万五千元」を「一万元」に改め、同条第四項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

別表第二中

名古屋港審議会の委員	日額一万三千三百円
------------	-----------

旅費条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第六号）に規定する特別職員の旅費相当額

を

監査委員（議会の議員のうちから選任された者に限る。）

名古屋港審議会の委員

月額一万九千元	旅費条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第六号）に規定する特別職員の旅費相当額
日額一万三千三百円	旅費条例に規定する特別職員の旅費相当額

に改める。  
別表第三中「副管理者」の下に「専任副管理者を除く。」を、「監査委員」の下に「議会の議員のうちから選任された者を除く。」を加える。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条第三項の改正規定（「一万五千元」を「一万元」に改める部分に限る。）は、平成二十一年一月一日から施行する。（経過措置）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例第五条第三項の規定は、平成二十一年一月一日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(名古屋港管理組合議会の議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 名古屋港管理組合議会の議員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成五年名古屋港管理組合条例第四号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

名古屋港管理組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

第一条の見出しを「議員報酬」に改め、同条第一項中「報酬」を「議員報酬」に改め、同条第二項を削る。

第二条第一項中「並びに監査委員」を削り、「報酬」を「議員報酬」に改め、同条第二項中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第三条中「並びに監査委員」を削り、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第四条中「並びに監査委員の報酬」を「の議員報酬」に改める。

第五条第一項中「並びに監査委員」を削る。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

## 名古屋港管理組合